

居宅介護支援事業重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 あみ
主たる事務所の所在地	〒572-0077 大阪府寝屋川市点野3丁目30番11号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 森岡 恭子
設 立 年 月 日	平成27年8月26日
電 話 番 号	072-813-9870

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	BON ケアプランセンター	
事業所の所在地	〒570-0077 大阪府寝屋川市点野5丁目11番14号	
電 話 番 号	072-813-9880	
指定年月日・事業所番号	令和 6 年 4 月 1 日 指定	2770306906
管 理 者 の 氏 名	田嶋 節子	
通常の事業の実施地域	寝屋川市全域	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	<p>介護及び支援の必要な利用者の相談に応じ、一人ひとりの身体・精神・環境に応じた利用者自身の選択に基づく福祉サービスを、効率的に利用できるようサービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とします。</p>
運営の方針	<p>利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、本人や家族でできる事を阻害することなく、その持つ力を社会生活の中で発揮し、家族の協力と理解を得ながら、自立した日常生活を営むことができるように支援します。</p> <p>利用者の方々に尊厳を持って安心して利用していただけるよう、十分な説明と同意得る中で、介護保険制度に則り、公正中立に運営します。</p> <p>作成した居宅サービス計画等の書類は責任を持って管理し、本人もしくは別紙個人情報利用について同意いただいた家族若しくは法定代理人が求めた場合は開示します。ただし、必要関係機関と協議した結果、本人にとって大きな不利益になると判断した場合において開示しないことがあります。</p> <p>【用語】ここでの「自立」とは、自分で全てできることではなく、利用者様ご本人が心身・環境における状態の悪化を防ぎながら生活スタイルや生き方を決めていくことを意味します。</p> <p>【留意点】在宅生活を強く希望されている場合においても、考えられる限界まで公的サービスを利用し、なお在宅生活が難しいと考えられた場合は、施設等の入所について話をすることがあります。</p>

4. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日（土日祝日及び、8月11日から8月15日、12月30日から1月3日までの間は休業しております。）
営業時間	9：00から17：00
サービス提供時間	9：00から17：00
その他	上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする為、代表電話（072-813-9880）が転送となっています。

5. 事業所の職員体制

管理者	田嶋 節子
-----	-------

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤 1人
介護支援専門員	主任介護支援専門員 1名（うち常勤専従 1名、常勤非専従 0名） 介護支援専門員 3名（うち常勤専従 1名、非常勤専従 2名）
事務職員	1人(非常勤)

6. 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料（月額）	利用者負担額（介護保険適用の場合）
① 居宅サービス計画の作成・サービス担当者会議の実施	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 （全額介護保険により負担されま
② 居宅サービス事業者との連絡調整				
③ サービス実施状況把握、評価				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人に当りの取扱い件数が 50 人未満の場合 ※ケアプランデータ連携システムの活用行います。	居宅介護支援費Ⅱ (i) (単位数 1,086) 11,772 円	居宅介護支援費Ⅱ (i) (単位数 1,411) 15,295 円
〃 50 以上の場合において、50 以上 60 人未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ (ii) (単位数 544) 5,896 円	居宅介護支援費Ⅱ (ii) (単位数 704) 7,631 円
〃 60 以上の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費Ⅱ (iii) (単位数 326) 3,533 円	居宅介護支援費Ⅱ (iii) (単位数 422) 4,574 円

- ※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また 2 ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。
- ※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より約 2,000 円を減額することとなります。
- ※ 利用者が居住する建物と事務所が同一敷地内もしくは隣接敷地内の場合、居住する利用者数が 20 名以上の場合は 95%の報酬を算定します。
- ※ 事業継続計画が未策定の場合、3%減算します。
- ※ 高齢者虐待防止に関する委員会の設置、従業員への周知、指針の整備、研修の実地、担当者の配置を行わない場合、高齢者虐待防止措置未実地減算として、所定単位数の 1%を減算します。
- ※ 居宅介護支援費について 50 件以上の場合は、契約日が古いものから順に割り当て、50 件目以上になった場合に居宅介護支援費 ii 又は iii を算定します。

2026.1 現在

	加 算	加算額	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	介護職員等処遇改善加算	総単位数の 2.1%	居宅介護支援事業所に勤務する居宅介護支援専門員の賃金の改善を実施するために算定されます。
	初 回 加 算 (単 位 数 3 0 0)	3,252 円/回	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受け居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分以上変更になり居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算 (I) (単 位 数 2 5 0)	2,710 円/月	介護支援専門員が入院した日（営業時間外であれば翌営業日）に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合
	入院時情報連携加算 (II) (単 位 数 2 0 0)	2,168 円/月	介護支援専門員が入院した日の翌日又は翌々日（営業終了後であれば、入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合は、その翌日を含む）に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合

退院・退所加算 (単位数 連携1回 450 連携2回 600)	4,878 円/回 6,504 円/回	退院等に当たって病院職員等から必要な情報を受けて居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 (入院又は入所期間中1回を限度)
退院・退所加算 (単位数 連携1回 600 連携2回 750 連携3回 900)	6,504 円/回 8,130 円/回 9,756 円/回	退院等に当たって病院職員等から必要な情報を受け、加えてカンファレンスに参加し、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 (入院又は入所期間中1回を限度)
通院時情報連携加算 (単位数 50)	542 円	利用者が病院又は診療所において医師もしくは歯科医師の診察を受ける際、介護支援専門員が同席し、必要な情報の提供等を行った場合 (利用者一人につき1月に1回を限度)
緊急時等居宅カンファレンス加算 (単位数 200)	2,168 円/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 (一月に2回を限度)
特定事業所加算(Ⅰ) (単位数 519)	5,625 円	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合 (一月につき)
特定事業所加算(Ⅱ) (単位数 421)	4,563 円	
特定事業所加算(Ⅲ) (単位数 323)	3,501 円	
特定事業所加算(A) (単位数 114)	1,235 円	
特定事業所医療介護連携加算 (単位数 125)	1,355 円	特定事業所加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定し、医療機関との連携や地域包括支援センター実施の事例検討会への参加等を行っている場合(一月につき)
ターミナルケアマネジメント加算 (単位数 400)	4,336 円	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問して支援を実施し、利用者の情報を主治の医師等及び居宅サービス事業者へ提供した場合

※地域単価 10,84円(4級地)

7. その他の費用について

交通費	利用者の居宅が通常の事業の実施地域以外の場合においても交通費は請求いたしません。
-----	--

8. 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安

利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

- ※ 利用者の同意を得て、サービス担当者会議等において主治医、担当者その他の関係者の合意を得ている場合は ICT の活用によりテレビ電話での面談を2ヶ月に1回を限度に行うことがあります。
- ※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。
- ※ 自宅訪問の予定がある場合でも、門真市・守口市に暴風警報・大雨警報発令時・局地的豪雨等により介護支援専門員が安全に業務を行えない場合、体調不良時（特に感染症罹患時）、他利用者に対する緊急対応等で優先的に相談援助等が必要な場合については、日時の変更を願います。その場合、担当介護支援専門員以外から連絡させていただくことがあります。

9. 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うものとします。
- (4) 利用者及びその家族は、当事業者に対して、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めたり、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めたりすることができます。
- (5) 事業所で過去6か月以内に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護の各サービスの利用割合と、各サービスが同一事業者によって提供されたものの割合等について別添資料にて説明を行います。

10. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時に、利用者に事業を継続的に実施するために次の措置を講じます。

- (1) 業務継続計画を策定します。
- (2) 従業者に対する業務継続計画の周知、定期的な研修及び訓練を実施します。
- (3) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更を行います。

11. 衛生管理等について

- (1) 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所内で感染症が発生の予防及びまん延を防ぐため、次の対策を講じます。
 - ① 感染症対策を検討する委員会を六か月に一回以上開催し、その結果を周知します。
 - ② 感染症対策の指針を整備します。
 - ③ 従業者に対して定期的に研修及び訓練を実施します。

1 2. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等に連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	個人情報同意書と同じ

1 3. 事故発生時の対応

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、くすのき広域連合等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険
保 険 名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	対人・対物保障、管理財物、人格侵害、経済的損失、事故、対人見舞費用

1 4. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 072-813-9880 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

守口市	健康福祉部高齢介護課	守口市京阪本通 2-5-5	06-6992-1610
枚方市	健康福祉部健康寿命推進室長寿 介護保険課	枚方市大垣内町 2-1-20	072-841-1460
寝屋川市	福祉部高齢介護室	寝屋川市池田西町 24-5 池の里市民交流センター内	072-838-0518
門真市	保健福祉部高齢福祉課	門真市中町 1-1	06-6902-6301

【保険者（市町村）以外の苦情申し立て先】

大阪府国民健康保険団体連合会

所在地 大阪府中央区常盤町 1 丁目 3 番 8 号 中央大通 F N ビル内 5 階

電話番号 06-6949-5418

受付時間 午前 9 時～午後 5 時

【大阪府外の市町村が保険者である場合は次が苦情申立先となります】

申立先（市町村苦情窓口）：

所在地：

電話：

15. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

16. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者は下記のとおりです。

虐待防止に関する担当者	管理者 田嶋 節子
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 利用者及びその家族等からの苦情処理体制を整備しています。
- (4) 虐待の発生又は再発を防止するため検討する委員会を設置し、定期的に委員会を開催します。
- (5) 担当者を置くとともに、その結果を従業者に周知します。
- (6) 虐待防止のための指針を整備します。
- (7) 虐待防止を啓発・普及するための研修を従業者に対して年1回以上実施しています。
- (8) 事業者は、サービス提供中に、従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに本人が住む市町村の担当部署に通報します。

17. 身体拘束等の記録について

身体拘束は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体拘束は行いません。身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状

況並びに緊急やむをえない理由を記録します。

18. 身分証携行義務

介護支援専門員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(別 紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。
- ④ 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に対して介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

8 電磁的記録等

- ① 事業者は、居宅介護支援に係る書面の保存方法として、電磁的方法により行うことができます。
- ② 事業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、利用者等相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法により行うことができます。

(別紙) 居宅介護支援におけるサービス利用割合の開示

1：開示に当たる計算期間について

【期間1】契約日が「10月1日から3月末日」の契約者については「3月1日から8月末日」にて計算したものを開示している。

【期間2】契約日が「4月1日から9月末日」の契約者については「9月1日から2月末日」にて計算したものを開示している。

2：前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	23.18%	通所介護	33.96%
地域密着型通所介護	0.003%	福祉用具貸与	66.8%

3：作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	訪問介護 あみ 33.2%	介護のたくみ屋 24.5%	おかもとヘルパー 7.72%
通所介護	ナービス 15.8%	はなまるの湯 14.79%	そよ風 11.32%
地域密着型 通所介護 (寝屋川市、 守口市合計)	株式会社ビーナス 55.5%	アプコル 27.77%	株式会社相志 16.66%
福祉用具貸与	ニック株式会社 18.46%	はなまるレンタル 17.53%	ヤマシタ 12.92%

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

【事業者】

法人所在地 大阪府寝屋川市点野三丁目 30 番 11 号

事業者（法人）名 株式会社 あみ

代表者職・氏名 代表取締役 森岡 恭子

事業所住所 大阪府寝屋川市点野五丁目 11 番 14 号

事業所名 BONケアプランセンター

事業所管理者名 田嶋 節子

説明者職・氏名 田嶋節子 船崎聡子 奥野麻美 村田海渡

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 住所

氏名

署名代行者（又は法定代理人）

住所

氏名

本人との続柄